

安城市高齢者給食サービス事業利用確認書

安城市高齢者給食サービス事業(以下「給食サービス」という。)を利用するにあたり、利用上のルールを確認し、ご理解いただきましたら□にチェックを入れてください。

1. 申請する事項に係る事務のため、申請者及び同一世帯員の住民基本台帳の個人情報
の閲覧について承諾し、要介護認定に係る情報及びこの申請により届け出た情報
について、警察、消防その他の関係機関及び市長が指定した給食業者(以下「給食業
者」という。)に対して提供すること。

了承します

2. 給食サービスの利用の決定を受けた場合は、市は給食業者に対し、申請書に記載し
た情報を提供すること。

了承します

3. 利用者は、給食サービスを休止する場合、休止する日の前日の午後5時までに、給食
業者に連絡することとし、連絡が間に合わなかった場合の弁当代は、実費相当額及び
市が給食業者に負担する費用を、給食業者の指定する方法により当該給食業者に支
払うこと。

了承します

4. 利用者は、弁当の配達がある時間帯には自宅で待機し、給食業者から弁当を手渡し
で受け取ること。不在の場合は、給食業者が伝言を置いて弁当を持ち帰り、その後、
連絡があれば午後1時を限度に再度配達すること。なお、配達時間は指定できないこ
と。

了承します

5. 利用者の不在により弁当を配達できなかった場合は、当該弁当を給食業者が廃棄す
るものとする。なお、利用者の不在で配達できなかった場合や、手渡し以外の方法で
弁当を受け取った場合には、実費相当額及び市が給食業者に負担する費用を、給食
業者の指定する方法により当該給食業者に支払うものとする。

了承します

6. 利用者が実費相当額等を滞納し、又は配達した者への不適切な言動等により業務の
遂行に著しい支障を及ぼす行為が認められる場合は、給食サービスの利用を廃止す
ることがあること。

了承します

7. 利用者が受取した後の弁当の管理によって生じた事故については、市及び給食業者
は責任を負わないこと。

了承します

補助様式

8. 利用者は、安否確認の際、連絡に応答しない場合には、関係者が必要と判断したときは住宅への立入りを認めること。 了承します

9. 利用者は、緊急時において、救助のため関係者が住宅内に立ち入る際に、住宅等に破損が生じても、関係者に対し賠償責任を問わないこと。 了承します

10. 利用者は、給食サービスの利用について、利用決定した曜日以外の曜日は利用することはできないこと。なお、給食業者のサービスを自費で利用する場合は、この限りではない。 了承します

11. 利用者は、住所、氏名等に変更があったとき、給食サービス事業の利用を中止するとき、対象者の要件を満たさなくなったとき、緊急連絡先等その他給食サービス事業の利用に必要な事項を変更するときは、速やかに届け出ること。 了承します

12. 利用者は、6か月以上給食サービスの利用がない場合は、その理由に関わらず、当該事業の利用を廃止すること。 了承します

給食サービスの利用にあたり、上記のルールに基づき提供されることを確認しました。

安城市長 宛

年 月 日

氏 名